

## レンタル規約

借受者（以下甲という）は、ヒビノ株式会社（以下乙という）から乙が所有する機器を借受けることについて、別に特約がある場合を除いて次の通り契約する。

- 第1条 甲は借受機材を善良な管理者の注意義務をもって使用及び保管し、別途合意する使用場所の移動、質入、転貸、譲渡など乙の所有権を害することをしてはならない。  
万一使用場所を移動する必要がある場合は事前に書面をもって連絡し、乙の承認を求めなければならない。（海外等の場合）
- 第2条 甲は乙からの書面により承認を得た場合の他は借受機材を改造及び改装してはならない。
- 第3条 機材は、原則として乙の受付窓口で引き渡し及び返却するものとする。  
原則として貸出は使用開始日前日の14時以降、返却は使用終了日翌日の12時までとする。  
但し、別途取り決めている場合はそれに従うものとする。
- 第4条 甲が借受機材について第三者からの強制執行、仮処分、仮差押え等を受けた時は、当該本機材が乙の所有物であり甲の所有物でないことを主張証明し、且つこれらの事態が発生した場合直ちに乙に通知し乙の指示に従わなければならない。  
このために乙が支出した費用はすべて甲が負担する。
- 第5条 甲は別途合意する使用期間を厳守しなければならない。但し甲は乙に当該使用期間の延長を事前に連絡し、乙の承認がある場合は使用期間を延長できるものとする。
- 第6条 甲は次の各号に定める事由に該当する場合は、速やかに乙に届け出なければならない。  
① 甲の住所（所在地）や氏名（商号）に変更があったとき。  
② 代表者を変更したとき。  
③ 破産手続き開始、民事再生手続き開始、特別清算開始若しくは会社更生手続き開始の申立てを受け、又はこれを自ら申立てたとき。
- 第7条 甲の乙に対するレンタル料金の支払いは次の通りとする。  
① レンタル料金は乙の提示したレンタル価格とする。  
② 特別料金として、保証金、設置料、オペレーター料、運搬費等は別途乙が提示する。  
③ 前各項の甲の乙に対する支払いは、機材借受時現金を原則とする。
- 第8条 甲は、甲の責めに帰すべき事由によって借受機材に損害等が発生した場合、修理費及び修理期間中の営業補償費を全額負担する。
- 第9条 故障と損害  
乙は貸出にあたって機材の諸機能について支障がない事を確認する。  
甲は乙より借受けた機材を使用する前に充分点検し、故障の有無を改めて確認する。  
本番使用中に故障が生じ、取材等に支障、損害が生じた場合乙は早急に代替え機の確保に努める。  
又、乙は物件の交換、修理のために使用が妨げられた期間のレンタル料を日割り計算により免除するが、それ以外の責め、損害を乙は負担しない。
- 第10条 甲が次の各項に該当する時は、機材の借受に係る契約は解除され借受機材は直ちに乙に返還しなければならない。  
① 本規約の何らかに違反があり、15日間の催告をしたにもかかわらず当該違反が是正されなかったとき。  
② 強制執行、仮処分、仮差し押えを受けたり、この信用状況に著しい変化が生じたとき。
- 第11条 乙は必要に応じ代理人を通じて本規約に基づく権利を行使したり、義務を履行させる事ができる。この場合乙は甲にその旨通知する。
- 第12条 本規約について紛争が生じたときの管轄裁判所は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

以上

2026年2月20日改定

2026年4月1日上記改定実施